

教育長定例記者会見 会見録

日時:平成30年8月16日 16時30分～

場所:教育委員室

発表項目

- ・懲戒処分について
- ・四日市工業高校ものづくり創造専攻科棟内覧会等について

質疑事項

- ・発表項目について
- ・全国学力・学習状況調査を踏まえた取組について

発表項目（懲戒処分について）

（教育長）本日の定例会に関して説明させていただく前に、1点お詫び申し上げます。この度は、平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験における加点の取扱いの誤りに伴う第1次選考試験における追加合格について、受験者の皆様にご迷惑をおかけし、県民の皆さまの信頼を損なう事態となり深くお詫び申し上げます。県教育委員会としましては、再発防止に努めるとともに、8月18日、土曜日から始まる第2次選考試験の円滑な実施に取り組んでまいります。

本日の定例会において、公立学校教職員の懲戒処分に係る審議を行い、勤務校の生徒に対して、わいせつ行為を行った県立高等学校の教諭及び宿日直業務嘱託員に対し、また、交通事故を起こした小学校教諭2名に対し、本日付けで懲戒処分を行いました。なお、事案の概要については、1時間ほど前に配付させていただきました資料のとおりです。児童生徒の健全な育成を指導する責任を負う教職員のこのような行為は、学校教育に対する県民の皆さまの信頼を著しく損なうもので、深くお詫び申し上げます。特に、わいせつ行為については、児童生徒の心を傷つけ自尊心を損なうあるまじき行為として、これまで、その根絶に向けて取り組んできたなか、このような事態となったことを、教育長として極めて重く受け止めています。県教育委員会としましては、本日付けで、県立学校長及び市町等教育委員会に対し、「職員の綱紀粛正について」を通知します。わいせつ行為は断じて許されないことを改めて教職員一人ひとりに周知するとともに、管理職は、職員会議や朝の職員打合せ、所属職員との面談等、あらゆる機会を捉え、教職員の児童生徒へのかかわり方について注意・指導を行い、適切な服務管理に努めるよう徹底してまいります。今後も、教職員の資質向上に努めるとともに、再発防止、信頼回復に努めてまいります。職員の懲戒処分に係る詳細について、引き続き教職員課から補足説明を行い、その後、ご質問に回答させていただきますので、よろしくお願いたします。

（教職員課）記者発表資料の概要をご覧ください。この概要に沿って、事案の内容について、補足説明をさせていただきます。なお、学校名、被害生徒の情報、事案の内容などで、公表により被害生徒の特定につながる恐れのある部分について、お答えできない部分もあると思いますので、申し訳ありませんがあらかじめご了承ください。では、1件目の南勢

志摩地区の県立高等学校教諭の事案から補足させていただきます。当該教諭と被害にあった女子生徒とは、部活動の顧問と部員の関係です。6月16日、教諭は、部活動の指導を午前中におこないました。その日の午後、校内にて、生徒の部活動に関する個別の指導を行いました。指導を行った後、午後5時30分頃から会話をしながら、教諭は20分程度、生徒を膝の上に座らせ、顔や腰を触りました。7月7日、部活動の指導を午前中におこないました。午後、生徒を自家用車に乗せて教諭の自宅に連れて行き、生徒の部活動に関する指導を行いました。教諭の自宅には、指導に必要な道具類があったことから、自宅に連れて行ったとのことです。指導を行った後、午後4時30分頃から会話をしながら、20分程度、生徒を膝の上に座らせ、顔や足に触りました。また、教諭は、生徒を抱きしめ、その際、教諭の唇が生徒の首筋に触れました。なお、これら生徒との連絡は、メールやSNSで取りあっています。教諭は生徒を励まそうと、このような行為を行ったとのことでした。なお、当該教諭は本日付で辞職しました。

2件目の伊賀地区の県立高等学校、宿日直業務嘱託員の事案について説明させていただきます。宿日直業務嘱託員は、地方公務員法において、特別職にあたる非常勤職員であることから、一般職の常勤職員の停職処分に相当する処分として、出勤停止としています。宿日直業務嘱託員とは、学校において、休日や夜間、校内の巡視、鍵の解錠・施錠、電話の受付等に携わります。職員は、校内巡視等の際の挨拶を通じて、生徒と会話等をするようになったとのことです。5月27日、日曜日、職員は、旅行の土産物を渡すため、女子生徒を電話にて学校に呼び出しました。午後2時頃、土産物が宿直室に置いてあったため、この職員は、生徒を宿直室に呼び入れました。宿直室で生徒と話をしていましたが、職員が生徒の腕や足を触るとともに、スカートの中に手を入れ下着を触りました。本来の日直業務が気になった職員は、4、5回、事務室と宿直室を往復し、宿直室に戻った際、生徒の足を触ったり胸を触ったりしました。このような行為は、午後2時半から午後4時頃までの間に、断続的に行われました。この職員は、生徒に好意を持っていたため、このような行為に至ったとのことです。なお、当該職員は本日付で辞職いたしました。

3件目、四日市市立羽津北小学校教諭の事案について説明させていただきます。現場となった交差点は、停止線からは交差点右手にブロック塀があるため、右側道路の見通しが困難な交差点です。当該教諭は、同交差点入口に設けられた停止線の手前で一時停止の道路標識に従って一時停止し、カーブミラーで右側を確認した後、再度、前進し、交差点入口で止まり、もう一度右側を確認し、さらに前進し、再度停止して左側を確認しました。しかし、この後、再度右側を確認しなかったことにより原動機付自転車に自分の自車前部を衝突させました。平成29年4月7日、事案の報告があり、平成29年7月に行政処分、平成29年8月に四日市区検察庁から略式起訴され、刑事処分が下されています。運転免許停止60日の行政処分は、今回の事故による違反点数だけのものであり、過去の道路交通法違反を加算したものではありません。その後、当該教諭は、三重県公安委員会に審査請求を行っていたため、平成30年7月2日の審査請求棄却の裁決書の送付を待って、本日付けの処分となりました。

4件目、津市立美杉小学校教諭の事案について補足いたします。現場となった交差点は、街灯が設置されている見通しのよい交差点です。当該教諭は、信号が青であることを確認し左折する際に、衝突する直前に自転車に気づきました。普段は、人通りの少ない道路で

あり、夜も遅かったため、横断歩道を通行する自転車はいないと思い込んでいたとのことです。平成30年3月に事故の報告があり、平成30年6月の津区検察庁から略式起訴され、刑事処分が下されています。なお、行政処分は、平成30年6月21日に違反者講習を受講したため、ありませんでした。補足の説明は以上でございます。

発表項目に関する質疑

○懲戒処分について

(質) わいせつ事案ですけれども、勤務先の学校が南勢志摩地区とか伊賀地区というふうになっていますけれども、この詳細についてはいかがでしょうか。

(答) 一番最初に課長から申し上げたことですので、被害者のことがございますので、学校名を言うことによって生徒が特定されていく可能性がありますので、具体については控えさせていただきます。

(質) 高校教諭のことについて、6月16日の行為と7月7日の件と同じ生徒ということよろしいでしょうか。

(答) その通りです。

(質) どのような部活動なんですか。

(答) それについても、学校名と同じように、最初に申し上げましたが、部活動名を言うことによって被害者の生徒の二次被害のことも想定されますので、それについても控えさせていただきます。

(質) 7月7日の件ですが、自宅に車で部活動を終えてから連れて行ったということですね。そういった行為というのは、なぜそんなことをしたのか、個別の指導というのは具体的にどのようなことだったのでしょうか。

(答) 部活ですので、自分のやっている内容のことについて、もっとうまくなりたいとかそういう意味合いがあったのと、教師側からしたらそういうこともしてあげたいということがあって、個別の指導をしたのだというふうに理解をしております。

(質) 6月16日も生徒に個別の指導を行いましたというふうに書いてあるんですけど、これ以前にもそういった個別の指導というケースはあったのでしょうか。

(答) それはございません。

(答 教職員課) 個別の指導はその前にも1回行われておりましたが、それは指導のみでございます。

(質) それはいつごろですか。

(答 教職員課) 6月9日の土曜日です。学校で。

(質) これは学校で、部活動終了後に個別の指導をしていると。その件が発覚してきた経緯は何ですか。

(答 教職員課) 7月7日にありまして、その翌日の7月8日に保護者から担任に相談がありました。

(質) どのような感じの相談だったんですか。

(答 教職員課) その子どもが個別指導中にこのような目にあったということでございます。

(質) このような行為って言ってたんですか。

(答 教職員課) 先程の膝の上に座らせたとかですね。

(質) わいせつな行為を受けたという趣旨の内容でよろしいですか。

(答 教職員課) はい。

(質) これ学校に、高校に、教育委員会に。

(答 教職員課) 教育委員会ではなく、担任にです。

(質) 担任に、電話で。

(答 教職員課) 電話かどうかは把握しておりません。

(質) 男性教諭ですけれども、何か謝罪の文言であったりとか、なぜそういうことをしたかとか、聞き取りの内容を大まかに教えていただけますか。

(答 教職員課) 聞き取りで、生徒の気持ちを理解できず、あってはならない行動をとってしまったことを深く反省しています。生徒、保護者に深くお詫びしたいといっております。

(質) それは今日ですかね。

(答 教職員課) 本日でございます。

(質) なぜこういった行為をしたかという動機や理由っていうのは、これまでの聞き取りで述べていたら教えて下さい。

(答 教職員課) 生徒からいろいろ話を聞くうちにですね、個人的な悩みとかを聞いているうちに、生徒を元気づけよう、励まそうと思ってこのような行為に至ったと。

(質) それ、同様のことを先程も聞きましたけれども、それに加えて他に何か言っていたりとかしませんか。

(答 教職員課) 特に他には言っておりません。

(質) これインターハイに関わる行事に関わることではないですか。

(答) ちがいます。

(質) 全国的にも有名な部活とかそういうのになりますか。

(答) 部活名は控えさせていただきますし、それが全国で有名かどうかということについても、いろいろ想像していきことがありますので、控えさせていただきます。

(質) 個別指導というのは、この女子生徒以外にも対象の個別指導が行われたということがあったのでしょうか。

(答) それはいいですね。

(質) 他の女子生徒が被害にあったということは。

(答) それはございません。

(質) 顔や足を触ったというのは、よくわいせつ事案の場合は、性的な欲求があったとか行為があったということが明らかになることが多いんですけども、なんで触ったのでしょうか。励ますことにこれはつながるのか、それとも部活の何か筋肉の動きとかの話なのか、どういう意図だったのでしょうか。

(答 教職員課) 部活の指導上のこうこうくうましようというので触ったのではなくて、先程申しましたように、あくまでよしよしではないんですけども、励まそう元気づけようと思って足や顔を触ったということでございます。

(質) この唇が首筋に触れるっていうのも、これも何か熱心に指導しているうちに近づいてしまったというのではなくて、これも励ますためという意味なんのでしょうか。

(答 教職員課) この行為については励ますためとははっきり聞いてはいないんですけども、要は抱きしめていたときに、相手の首筋が近くにあったがために、自分の唇がその女子生徒の首筋に触れたと。

(質) 個別指導は教諭の方から来るように、個別指導を受けるようにというふうに指示したのか、それとも女子生徒側の方から教諭の方に個別指導をお願いしますと言ったのか。また、家まで行くっていうのもなかなかないことだと思うんですけども、それもどちらが求めたのか明らかにしていただけますでしょうか。

(答 教職員課) もともとは個別の指導は生徒の方から依頼がありました。自宅へ行くっていうのは、教諭の方から自宅へ行こうというふうにしていまして、生徒が行きたいと言ったわけではございません。

(質) 自宅にいるときには、親御さんとか保護者はいたんでしょうか。もう一つは、運動部か文化部かについても明らかにしていただけますか。

(答) 女子生徒と教諭がいた場所には、教諭の関係者はおりませんでした。それから、文化部か運動部かについても控えさせていただきます。ご理解ください。

(質) この「同人の自宅」という表現はややこしいんですが、教諭の自宅ということですね。

(答) そうです。教諭の自宅です。

(質) 教諭の自宅の場所は、どこどこ市内くらいまでも言えないんですか。

(答) それもすいませんが控えさせていただきます。

(質) 生徒の悩みってというのはどういう悩みですか。部活動の悩みなのか、勉強の悩みとか何か、もうちょっと。

(答) いろいろ個人の状況もありますけど、本当に個人的な悩みでございます。

(質) 部活動とは関係ないことですか。

(答) 具体的に申し上げるのは難しんですが、部活動の悩みもありますし、様々な個人的な悩みもございます。

(質) 被害にあわれた生徒さんなんですけれども、何か学校を不登校になったりとかそういった影響はありますか。

(答) それはございません。今も部活動にきちんと通って、学校に行っています。

(質) 警察へ被害届を出したりとかそういうことはありますか。

(答) 警察への被害届は出しておりません。

(質) 特にこれから刑事告訴とかそういう予定もないと。

(答) ないです。

(質) 今、不登校になったりはしていないということだったんですけど、(1)と(2)の女子生徒について、女生徒のケアっていうのは今後考えていますか。カウンセラーの配置とか何か考えがあったら。

(答 教職員課) 事件が起こってから、その生徒のことを第一に考え、学校の方で対応していただいています。具体、今カウンセラーのことについて、どれくらい面接があるとか把握しておりませんが、当然そのあたりも校長中心に信頼できる教員で手厚く支援していくようにということは考えております。

(質) じゃあ、今特に何か具体的に決まっているわけではないということですね。

(答) 日常から女子生徒に対してケアというか、組織として対応はしておりますので、個別誰がどうしたというところまではこちらではあれですけども、組織として対応させていただいております。

(質) この南勢志摩地区なんですけど、これは志摩市内というふうに捉えてもよろしいでしょうか。

(答) 南勢志摩地区ということでご理解をいただきたいと思います。

(質) 南勢志摩地区とはどこが含まれるんでしょうか。市町村で言いますと。

(答 教職員課) 伊勢市、鳥羽市、志摩市、そして度会郡でございます。

(質) SNSやメールもつながっていたということなんですけど、個別指導を行う際にSNSやメールで誘ったということですか。

(答 教職員課) そうではございません。もともと部活動の顧問と生徒の関係ですので、一般的に連絡を取るためにそういうのを知っていたということでございます。

(質) 今回、この個別指導に関しては連絡は取ってたんですか。

(答 教職員課) SNSやメールでということですか。

(質) はい。

(答 教職員課) 直接、クラブ顧問と生徒の関係ですので、やり取りすることもございますし、このようなSNSを使ってやり取りすることもございました。

(質) それは例えば、今日個別指導するから自宅に来いとか、この事案に対しての連絡もあったんですか、実際。

(答 教職員課) はい。例えば、6月16日に個別指導をお願いしますとか、わかりましたとかそういう連絡をやり取りしていたということなんです。

(質) 生年月日、この教諭の、年齢を明らかにしていただけますでしょうか。

(答 教職員課) 年齢は55歳で、今日、明日含めて55歳でございます。特に近日中に年齢があがるということはありません。

(質) 何月生まれかも明らかにできないですか。

(答) 年齢でご了解いただいておりますので、55歳ということでご理解ください。

(質) 少なくとも今日明日に変わることはない。今月はない？

(答 教職員課) 今月もございません。

(質) ついでに(2)、(3)、(4)の年齢も。

(答 教職員課) (2)、(3)、(4)につきましても、今月中このままの年齢でございます。

(質) 唇が首筋に触れるとあるんですが、これは意図的に自分の唇を首筋に、キスしようとしたっていう、そういう行為なのか、抱きついているという行為で偶然的にこういう状態になったのかどういふふうな行為だったんでしょうか。

(答) 本人は偶然的に触れたっていうふうのうちからの聴き取りでは答えております。

(質) もし、女子生徒の方に聴き取りをしていった場合、キスをされたみたいな被害として訴えていっちゃうのか、その辺りはいかがでしょうか。

(答) 訴えとまではいきませんが、やはり男性の唇があたったときに、キスをされたというふうに感じたことはありますね。

(質) 女子生徒にとってはキスと感じたということですね？

(答) そうですね。

(質) 膝の上に乗せての指導なんですけど、それぞれ時間としてはどれくらいの時間ですか。

(答) 分数ですか？

(質) 1時間なら1時間で、何分なら何分で。

(答 教職員課) 約20分と聞いております。

(質) それは6月16日も7月7日も20分ということですか。

(答 教職員課) そうですね。2日間ともそうです。

(質) 細かいところで申し訳ないんですが、膝の上に座らせ、という状態はそもそも、この教諭はどういうふうな座り方をしてその上に乗せたのか、どういうふうな形だったかというの。

(答 教職員課) 教諭が椅子に座っております。生徒を横向いて座らせているということがあります。

(質) どんな乗せ方？

(答 教職員課) 私が教諭としますと、生徒が横を向いて座っている。

(質) つまり、教諭の目の前に女子生徒の横顔があるような状態で座っているというよう。

(答 教職員課) そうというような状態がひとつと、もうひとつは真向かいに向かい合わせになるように座らせているのがもう一回です。6月16日は横を向いて、7月7日は向かい合わせで。

(質) これはこの教諭がそういうふうに乗るよう誘ったりとか、何か言ったのか、どういうふうな流れでそうなったんですか。指導からこうなるのは不自然なんですけど。

(答 教職員課) 生徒の手を携えて、そのように座らせたと聞いています。

(質) 教諭からそういうふうに乗らせたということですね。分かりました。

(質) これ学校のどこですかね。

(答 教職員課) 特別教室でございます。普通の教室ではない、特別教室です。

(質) 実態としては、校舎の中の普通の教室なんですかね。

(答) 校舎の中には間違いございません。

(質) 特別教室って何ですか。

(答 教職員課) 例えば理科室とか、例えば社会科教室とか、例えば書道室とか、例えば音楽室とか、いろいろ、いわゆる普通に座学を行う教室以外の教室のところを特別教室と呼んでいます。

(質) 体育館とかは、また違うんですね。

(答 教職員課) 違います。

(質) あくまでも、さっきおっしゃった理科室だの、音楽室だの何だのかんだの、特別な教科について教えるための特別教室という意味ですね。

(答 教職員課) おっしゃるとおりです。

(質) 特別室が何室かっていうのは言えないってことですか。それは部活の特定につながりかねない？

(答 教職員課) おっしゃるとおりです。それは控えさせていただきます。

(質) 7月8日に生徒の保護者から相談があった後は、この教諭は出勤をそのまま続けられたのか、どういうふうな扱いをされたんでしょうか。

(答 教職員課) それ以降、7月10日以降は自宅待機という形で出勤はさせておりません。

(質) 7月10日以降なんですか。

(答 教職員課) すみません。7月11日です。7月11日以降は出勤させておりません。

(質) 出勤停止っていう形ですか。

(答 教職員課) いえ、年次有給休暇を取らせております。

(質) 11日からですよ。

(答) はい。

(質) じゃあ、8、9、10っていうのは、これは何ですか。

(答 教職員課) 聴き取りを学校で行わせていただいております。

(質) この教諭は教科担当っていうのは持っているんですか。

(答 教職員課) 教科は商業でございます。

(質) 業務嘱託員の件で質問します。知り合った経緯をもうちょっと教えてもらえますかね、詳しく。

(答 教職員課) 先ほども少しお話ありましたけども、日常のあいさつから始まって、そこから親しく会話をするようになったと。

(質) この男性業務嘱託員の業務内容をもう一回教えてもらえますか。

(答 教職員課) この者は学校において、休日や夜間に校内の巡視、鍵の解錠・施錠、電話の受付などに携わっている職員です。

(質) 日常のあいさつで親しくなるんですかね。休日夜間でしたよね？

(答 教職員課) 例えば、生徒の帰り際は学校にいたりしますので、言葉を交わす機会はあると思います。

(質) 旅行の土産物を渡すと、これはどういうふうに連絡をしたんですか。

(答 教職員課) 電話で連絡をしたというふうに聞いております。

(質) っていうことは、電話番号を知っていたということですか。この日は日曜日なんですかね。この女子生徒は土産物を取りに行く目的で学校に来たということなんですかね。

(答 教職員課) はい。日曜日ですので、呼ばれたので来たということです。

(質) 一人で行ったということですか。

(答 教職員課) はい。一人です。

(質) これも発覚の経緯を教えてもらえますか。

(答 教職員課) 5月27日当日ですけれど、生徒本人から教諭の方に相談がありました。担任でなく同じ学校の信頼している教員の一人に相談しました。

(質) これは電話で？

(答) 電話かどうかは把握していません。

(質) 日曜日ですよ。この方は過去に問題があったり、注意を受けたことはあったのでしょうか。

(答 教職員課) ございません。

(質) この学校ではいつから勤務しているのでしょうか。

(答 教職員課) この学校では平成22年度から勤務しています。

(質) 動機の面も含めて聴き取りの内容を教えてください。

(答 教職員課) まず謝罪の言葉ですが、「被害にあった生徒、保護者に申し訳ないという気持ちでいっぱいです。自分の行為の罪の重さに反省しています。」と申しています。

(質) あと動機の面もお願いします。

(答 教職員課) 動機は当該被害生徒に好意があったからということです。

(質) それは日常の挨拶で親しくなったからということなのか、学校で好意を抱いたから声をかけたということなのか、その経緯はどういうことなんでしょうか。

(答 教職員課) どちらが先ということとはよくわかりません。あくまで日常会話を通じて親しくなり、土産を渡したいと思うようになったとのこと。

(質) 実際に土産は渡したのでしょうか。

(答 教職員課) 渡しています。

(質) 元教員ということではないのでしょうか。

(答 教職員課) ございません。

(質) 学校の業務嘱託員として22年から働く前は、学校関係で働いていたということですか。

(答 教職員課) 学校関係ではございません。

(質) 下着を触るという表現がありますが、これは嘱託員の言い分なんですね。

(答 教職員課) はい。

(質) 女生徒からしたら下着を通して下腹部を触ったということなんですね、客観的には。

(答 教職員課) 下着を触ったということです。

(質) わからないが、体に触れずに下着だけにどうやって触るんですか。下着の上から下腹部を触るんですね。

(答 教職員課) 当然体を触っているわけですので。

(質) 下着を撫でまわすわけですか。

(答 教職員課) 撫でまわすという言い方はわかりませんが、下着を触ったと本人が。

(質) 嘱託員はね。

(答 教職員課) はい。

(質) 女生徒はどうですか。

(答 教職員課) 女生徒は学校が聞いていますが、下着を触られたということです。

(質) わからないが、下着だけを触ることがあるんですか。

(答 教職員課) なかなか表現の難しいところですが、当然下着なので腰を触るとかお尻を触るとかあろうとは思いますが。

(答) 女生徒が払いのけたというのが結果ですので、下腹部を撫でまわしたとまでは至っていないと思います。

(質) 触ろうとして下着は触れたわけですね。

(答) 触ろうとして女生徒が払いのけたというのは事実ですので、そこで終わったということ。

(質) これは警察に届け出ているのでしょうか。

(答 教職員課) 届出を行っています。

(質) いつどこで。

(答 教職員課) 5月31日です。

(質) 誰が。

(答 教職員課) 被害生徒および保護者が被害届を提出しています。

(質) 最寄の警察署に。

(答 教職員課) はい。

(質) その後、処分は。

(答 教職員課) 逮捕はされたわけではございません。

(質) 書類送検は。

(答 教職員課) 送検はされております。

(質) いつですか。

(答 教職員課) 6月22日金曜日に書類送検されています。

(質) 罪名は何ですか。

(答 教職員課) 強制わいせつの容疑でございます。

(質) その後の処分は不起訴になったとか。

(答 教職員課) まだ出ておりません。

(質) 警察署は何署でしょうか？

(答 教職員課) 最寄りの警察署を言ってしまうと、伊賀地区のどこかが推測されてしまうので、大変申し訳ございません。伊賀地区内の警察署には間違いございません。

(質) 伊賀地区は伊賀市と名張市だけですが。

(答 教職員課) 伊賀市と名張市でございます。

(質) 県立高校についても伊賀市と名張市を指しているということでしょうか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 14時半から16時の間に行われたということですが、被害生徒はずっと宿直室の中にいたということなんでしょうか。

(答) いました。

(質) なぜ逃げたりできなかったのでしょうか。

(答 教職員課) 逃げることはできたんですが、その後が怖かったという思いがありまして、外に出ることはなかったということです。

(質) 強制わいせつで送検されたのは津地検の伊賀支部でよかったですでしょうか。

(答 教職員課) はい。

(質) 5月27日にこの行為があつて、発覚したのがいつで、その後この宿日直嘱託員はどのような扱いになったのでしょうか。

(答 教職員課) 5月27日に生徒の方から学校の教員に相談があり発覚しまして、5月30日以降、本人は出勤していません。

(質) 28日、29日は聴き取りを行っていたんですか。

(答 教職員課) 聴き取りを行っていました。

(質) この女子生徒は、現在は普通に学校に通えているというのでしょうか。

(答) 登校しております。

(質) 宿日直業務嘱託員とは、いわゆる宿直か。

(答 教職員課) はい。

(質) 非常勤職員ですか。職員は職員か。

(答 教職員課) 非常勤で、職員です。

(質) 用務員とは違うんですか。

(答 教職員課) いわゆる用務員とは異なります。夜間や土日の教員のいない時に電話対応や施錠を行うものです。

(質) 女子生徒を学校に呼び出したのは電話でしょうか。

(答 教職員課) はい。

(質) 女子生徒の携帯電話に電話したということでしょうか。

(答 教職員課) はい。

(質) お土産はお菓子とかそういったものですか。

(答 教職員課) そういった類のものです。食べ物とか。

(質) 海外旅行ですか。

(答 教職員課) そこまでは確認していません。

(質) 交通事故の案件ですが、女性の小学校教諭について要は十分に確認したけど見通しが悪かったのでぶつかってしまったのか。

(答 教職員課) 見通しの悪い交差点で。

(質) その見通しが悪いというのは、警察が言っているのか、本人がそう思っているのか、教職員課が行かれたそう確認したのか、どういうことか。

(答 教職員課) 確認しても、進行方向から見て右手にブロック塀があるので、右の方の見通しが悪い。右、左、右と確認するところ、右、右、左を確認して進行してしまい再度右を見ることを見落としていたため、右から来た原動機付自転車に気が付かなかった。

(質) 十分に確認したが、見通しが悪くて気づかなかったと本人は言っているか。

(答 教職員課) 右側の確認がおろそかだったと言っている。

(質) 見通しが悪かったけど、本人も確認不足であったと認めていることでよいか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 加療4か月とはどんな怪我か。

(答 教職員課) 左膝の骨折です。

(質) 全治ではなく加療ですよ。

(答 教職員課) 加療4か月です。

(質) 何歳ぐらいの男性ですか。

(答 教職員課) 50代の男性です。

(質) 救急搬送されたのか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 自家用車で何をしに行くところであったか。

(答 教職員課) 帰宅途中であります。

(質) 学校の勤務からの帰宅途中ですか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 時間をもう一度教えてください。

(答 教職員課) 午後6時20分頃です。

(質) お住まいは四日市市内の方か。

(答 教職員課) 本人の住んでいるところは申し上げられないが、帰宅途中です。

(質) 本人の住所は、被害者の特定には繋がらないと思うが。

(答 教職員課) 本人の自宅は個人情報となり、職務とは関連しないため控えさせていただきたい。

(質) 罰金の40万円の刑事処分はどこからか。

(答 教職員課) 四日市市の簡易裁判所です。

(質) 容疑は、過失運転致傷ですか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 略式命令ということで納付済みか。

(答 教職員課) 納付済みです。

(質) 飲酒や無免許などの類ではないか。

(答 教職員課) ございません。

(質) わき見や、携帯電話を使用していたなどはないか。

(答 教職員課) ございません。

(質) 小学校の男性教諭の事故ですが、罰金は一括完済か。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 女性の年齢や怪我の程度を教えてください。

(答 教職員課) 被害を受けた女性は10代の方です。怪我については、歯茎の骨折、口の中の裂傷、唇の裂傷であります。

(質) 歯茎の骨折が加療6か月か。

(答 教職員課) それらを含めて加療6か月です。

(質) 一番大きな怪我はどれか。

(答 教職員課) 歯茎の骨折です。

(質) 10代というのは学生か。

(答 教職員課) 中学生や高校生ではないです。

(質) では大学生か。

(答 教職員課) 被害者の職業等についてはなかなか言えないですが、小学生、中学生、高校生でもありません。

(質) 自家用車で運転中はどこに行くところであったか。

(答 教職員課) 私用でその道を走っていました。

(質) 帰宅途中とかではなかったのか。

(答 教職員課) ございません。

(質) どこかに向かっていたのか。

(答 教職員課) はい。一旦、家に帰ったが私用で出かける途中であった。

(質) この自家用車は軽自動車か。

(答 教職員課) 普通乗用車です。

(質) 交差点は、乗車側も青であったし、横断歩道も青であったのか。

(答 教職員課) 交差点は丁字路の交差点で、本人は青信号を左に曲がろうとし、並行している横断歩道も青信号でありました。

(質) 本人はなぜ事故をしたと言っているか。

(答 教職員課) 普段、人が通るのを見かけなかったのですが、通行する人がいないと思い込んで交差点に入ってブレーキを踏んだが間に合わなかった。

(質) これも、飲酒、無免許、わき見運転等ではないのか。

(答 教職員課) ありません。

(質) 逮捕はされているのか。

(答 教職員課) 逮捕はされていません。

(質) 事故の時間を教えてください。

(答 教職員課) 3月6日午後9時40分です。

(質) 減給処分を受けた2人は何と言っているか。それと、今後、勤務を続けていく予定であるのか。

(答 教職員課) 勤務は両名とも辞めるということはありません。本人は、四日市市の方ですが、「今回のこの事故の結果、相手の方はもちろんのこと、本当にたくさんの方々にご迷惑をおかけしたことを申し訳なく思っています。今後、これからの行動を自分自身いろいろな場面で、丁寧で慎重な行動を心掛けてまいります。」津の方ですが、「この度は私の不注意により被害者の方をはじめ、関係者の方々にご迷惑をおかけしまして大変申し訳ありませんでした。教育公務員として、信頼を裏切る結果となったことを深く反省しています。今後も交通安全に注意し、学校で誠心誠意つとめ、失った信頼を取り戻すことが出来るよう心掛けてまいります。」

(質) 全体を通じてですが、これで懲戒処分は今年度何件になりますか。

(答 教職員課) 5件になります。

(質) この4件をあわせて5件。

(答 教職員課) そうです。

(質) わいせつ行為は絶対にあってはならない、あるまじき行為で、断じて許されることではないということでしたが、断じて許されないけれども、結局、懲戒免職じゃなくて、停職となった経緯について、どう捉えていますか。

(答) 懲戒処分の基準がございまして、その中で過去の事例も見たりしていくと、停職の中でも一番重い6月としておりまして、免職というのはもう一つ先の行為でありますので、今のところは、その基準に見合わせて、一番重い処分であると思っています。

(質) 基準を引き上げたり、見直す余地もあるはずだと思いますが。

(答) 今のところは、そこまでは考えておりません。

(質) ということは、極めて重く受け止めているのかどうかというと、そこら辺はどうなんでしょうか。

(答) 処分をすればいいというわけではなくて、こちら側の職員自身ももっときちんと意識を持たないといけないと思います。これまではひよっとしたら通知して伝えるということで終わっていたかもしれないので、管理職が個々の職員にきちんと面談したり、あらゆる機会を通じてもう一度伝えていくこと、絶対にあってはならないことということにしなければいけないので、そこに力点を置きたいと思います。

(質) 再発防止については、山口教育長の時から、あつてはならないことということで進めていった中で、こういうふうになってしまうということは、処分の引き上げしか考えられる余地はないような気がします、いかがですか。

(答) 今のところは、何度も申し上げますが、研修や個人の面談など、もう一つ深くやっ
ていこうと思っていますので、以後、絶対ないようにということで注意したいと思っています。重く受け止めているというのは、重々のことでございますので。

(質) わいせつ事案2件ですね。過去何年かを振り返って、年度で一番多かったとか、
なかったとか。

(答) わいせつ事案についてですか。

(質) 2件というのが、多いのか少ないのか。滅多にないことなのか、まあまあこれくら
いあるものなのか。

(答 教職員課) 当然のことながら、あつてはならないことございまして、そんなに数
多くあるわけではございません。昨年度は1件でございましたので、今年度は2件出ている
ということは、多いと思っております。

(答) 1件でも、特にわいせつというのはあつてはならないことですので、数が多い少な
いというより、大変なことになったなと意識はしています。

(質) (1)の事案について、被害にあわれた女子生徒が抵抗できなかった理由は。たとえ
ば、あまり抵抗すると大会に出られなくされるんじゃないかとか、逆に教諭からそういう
働きかけがあったとか、そういうことはないでしょうか。

(答) そういうことではございません。先ほど、担当課が申し上げましたように、日々の
生活の悩みとか、そういうことを話して、もちろん部活のことも含めてですけど、話して
いる中ですので、試合や大会に出さないとか、そういうことを恐れてということではない
と聞き取っています。

発表項目（四日市工業高校ものづくり創造専攻科棟内覧会等について）

(教育長) 6月末に完成した県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科棟の内覧会を
開催します。また、同時に、今年4月に締結した三重県とDMG森精機株式会社との「産
業振興等に関する包括的連携協定」の主な取組として、県立四日市工業高等学校ものづく
り創造専攻科へ貸し出される工作機械の貸与式・起動式を行います。内覧会は、8月30
日の木曜日です。11時からの招待者対象内覧会に先立ちまして、報道関係の皆様方には
10時から10時30分までの間、専攻科棟をご覧ください時間をお取りしますので、ぜ
ひお越しいただければと思います。専攻科棟は、県立四日市工業高等学校の敷地内にあり
まして、各部屋につきましては、お配りしました図面のとおりでございます。特徴として
は、各ホームルーム、ホール、廊下に三重県産のスギとヒノキでつくられたオール三重県
産材のフローリング材「Mieひのす」を使用し、大学の建物のような落ち着きがあり、
一目見ていただくと「こんなところで学びたいな」と思ってもらえる内部になっていま
す。夏休み明けから、この新しい学習環境で専攻科の教育活動を行います。また、工作機
械の貸与式・起動式は、10時30分から専攻科棟内の機械加工室にて行います。工作機
械製造で世界のトップを走るDMG森精機株式会社にご協力をいただき、専攻科へ最新鋭
の工作機械を貸与いただきます。DMG森精機株式会社の代表と三重県の代表によるテー

プカットの後、渡邊副知事が玉井副社長から機械のスマートキーを受け取り、起動ボタンを押して機械を起動させます。今回、貸与していただく機械は、DMU 50 という機種 of 同時5軸加工機です。この機械は、航空機産業や自動車産業における部品加工や金型製作等において、高効率化やコストダウンが図られ人材不足や働き方の改善につながることから、今後のものづくりになくてはならない機械になります。生徒が同時5軸加工機を使いこなしていけるよう、10月から始まる後期の授業では、DMG森精機株式会社から技術者を派遣していただき、「プログラミング演習」や「実習」「制御工学」の科目で技術指導を受けることになっています。技術者から直接指導してもらえる貴重な機会ですので、生徒には最先端のものづくりの現場に必要な技術以外にも多くのことを学んでほしいと考えています。

発表項目に関する質疑

○四日市工業高校ものづくり創造専攻科棟内覧会等について

(質) 5軸なのですごく高いと思いますが、いくらなんですか。

(答 高校教育課) 本体だけで2,400万円くらいです。

(質) 経緯は、どういうことで寄附してもらったんですか。

(答) 寄附ではなく、貸与です。

(答 高校教育課) 包括的な連携協定を結んでおり、その中で、「高度な理科系及び工業教育の促進に関すること」という連携内容を結んでおりまして、そのことで、今回、工作機械の貸与に至ったものです。

(質) 協定は、いつ結んだ協定でしょうか。

(答 高校教育課) 平成30年4月13日です。

(質) ものづくり創造専攻科棟ですが、6月末に完成ということですが、内覧会が実質的に竣工式と考えていいのでしょうか。建物を建てたら竣工式をするのが一般的だと思いますが、竣工式は行わないのでしょうか。

(答) 竣工式はしません。子どもたちは実際に4月から現在の棟の中で学んでおりまして、工期は遅れたんですが、6月に完成したということで、新しく学び、かつ、この機械を貸与いただくので、それを見ていただくということで、竣工式というものは行わないということでご理解いただきたいと思います。

(質) 本来の工期はいつで、どれくらい遅れたんでしょうか。

(答) 最初から工期は6月ということで、生徒が学ぶ科目についても、6月まではそういう所で学ばなくてもいいものということで、最初からそれは計画しておりまして、何かで遅れたということではありません。

その他の項目に関する質疑

○全国学力・学習状況調査を踏まえた取組について

(質) 学調の結果について、教育委員会ではどんな議論があつて、今後、どうするというのがありますか。

(答) 教育委員会というのは、今日の定例会のことですか。

(質) そう。

(答) 教育委員会での議論については、意見ですが、「産業構造が三重県と似ている様な県が、国語、算数・数学がどのような伸びであったかを教えてほしい。うまくいっている県があれば、横展開できるか、一度検討してみてはどうか」と仰った委員がいました。それから、「小中学校の29年度の結果も決して芳しくなかったのも、それを踏まえて学校への訪問をしていたけど、訪問のやり方が、行っただけで終わっているのではなかったか」と言われて、沖縄県の例を挙げられ、「学校を訪問して、校長先生にどのようにやっているかを聞いて、また、校長先生とは別の部屋で、教えている先生から聞いたりして、もっとチェック機能、次のアクションを起こすためのことをしているのも、そういうことをできたらいんじゃないか」、という委員がいました。もう一人は、「校長と各教員のコミュニケーションが本当にうまく取れているのか。もっと踏み込んで、掘り下げてやっていけばいいのではないか」ということがありました。それから、資料を見ていただくと分かるのですが、質問用紙に、「よく行った」、「行った」という選択肢があるのですが、「よく行った」という言葉は、評価者によって主観が入るので、こういうのはどうかなと言われましたが、それについては、文科省の問いなので何ともできませんと言いましたが、先ほど言われたような委員の見解については、私たちも真摯に受け止めて、次の展開に結び付けていきたいと考えています。

(質) 今後どうするかは、どう決めましたか。

(答) 今回、私たちの反省についても、訪問したとか、ワークシートをしたとか、やってください、やりましょうという通知に終わったので、実際、それでどのような結果が出たかというところを、もう一度きちっと聴き取り、結果をもう一度こちらで定着状況を確認することを、今年度はきちっとやろうということで決めています。

(以上) 17時35分 終了